

白井市指定給水装置工事事業者 指定申請手続について

白井市指定給水装置工事事業者指定申請に係る手続は次のとおりとします。

1 申請書及び添付書類

- (1) 指定給水装置工事事業者指定申請書〔様式第1〕
- (2) 誓約書〔様式第2〕
- (3) 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書〔様式第3〕
- (4) 機械器具調書〔別表〕
- (5) 【法人の場合】定款の写し及び登記事項証明書（原本で3か月以内のもの）
【個人の場合】住民票の写し（原本で3か月以内のもの）
- (6) 主任技術者免状の写し（該当者全員）
- (7) 営業所の平面図及び付近見取図
- (8) 営業所の外観及び内部写真
- (9) 機械器具調書で記入した工具すべての写真及びその工具を保管している場所
の写真
- (10) 他市町村の指定状況（指定書のコピー）

2 申請手数料 1万円

申請書の提出時に手数料1万円を納付していただきます。

3 提出部数 1部

4 申請期間及び申請場所

- (1) 申請期間
随時受付（閉庁日を除く午後4時まで）
原則持参提出とします。
- (2) 申請場所
白井市役所 東庁舎 2階 上下水道課窓口

5 その他

すべての提出書類をA4のファイルに綴じインデックスをつけてください。
添付する写真は、カラーのものとし、それぞれの品目等を表記してください。
本件について、不明な点がありましたら随時お問い合わせください。

問い合わせ先

白井市役所 上下水道課業務係

〒270-1492 白井市復1123

TEL 047-492-1111(代)

内線3756～8